平成２５年（フ）第１２４号
北九州市八幡東区荒手１丁目22番８号
債務者　山脇　繁昭
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２５号
北九州市八幡東区荒手１丁目22番８号
債務者　山脇　　明
1　決定年月日時　平成25年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２９号
北九州市門司区寺内２丁目１番28号
債務者　高橋　浩一
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２号
宮城県大崎市古川中里４丁目７番15号、従前の住所宮城県大崎市古川中里１丁目11番20号
債務者　二階堂久子
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第３号
秋田県大館市東台２丁目６番55号、前住所秋田県大館市商人留字横道下１番地、前々住所埼玉県川越市宮下町２丁目19番地９　白石ハイツ201号室
債務者　近藤　哲雄
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１３７号
富山県砺波市石丸188番地
債務者　亀田　静枝
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１６１号
富山県射水市手崎212番地12、前住所富山県高岡市大手町12番44―603号　アパガーデンヒルズ大手町
債務者　坂本久美子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１７１号
富山県南砺市吉江中773番地、前住所石川県金沢市二口町ニ68番地３　シャンドール駅西201号
債務者　片岸　　愛
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３３号
山梨県山梨市鴨居寺520番地の１
債務者　萩原　俊仁
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
三重県名張市美旗町藤が丘209番地
債務者　光永　倫丈
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第１７号
三重県四日市市大宮町１番３号
債務者　鈴木　清美
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
三重県四日市市金場町２番５号　３Ｆ
債務者　石塚　義紀
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
三重県桑名市大字桑部867番地５、前住所三重県鳥羽市相差町1252番地
債務者　松本佐智代
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
三重県四日市市大宮町１番３号
債務者　鈴木　幾雄
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
三重県四日市市楠町本郷1260番地１　ドエル本郷107
債務者　金子　深幸
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
三重県四日市市八千代台３丁目１番地34
債務者　松本美智雄
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
三重県四日市市三重２丁目１番地14
債務者　山崎アドリアノツヨミこと　ヤマザキアドリアノ　ツヨミ
1　決定年月日時　平成25年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
津地方裁判所四日市支部破産係